

奈良教育大学附属学校地域運営協議会規則

平成22年3月18日

制 定

改正 平成24年 2月22日規則第17号

改正 平成27年 7月29日規則第39号

(設置)

第1条 地域の教育委員会等のニーズ等を反映することにより、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園（以下「附属学校」という。）における効果的な管理・運営の推進及び教育水準の向上を図ることを目的に、附属学校地域運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、附属学校の次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 附属学校と地域との連携協力に関する事項
- 二 附属学校の評価に関する事項
- 三 その他必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属学校部長
- 二 附属学校校園長 各1人
- 三 附属学校副校園長 各1人
- 四 奈良県教育委員会から推薦のあった者 2人
- 五 奈良市教育委員会から推薦のあった者 2人
- 六 総務課長
- 七 学長が指名する者 若干名

2 前項第四号から第五号及び第七号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号から第五号及び第七号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置く。

2 委員長は、附属学校部長をもって充てる。

(副委員長)

第6条 協議会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

(協議会)

第7条 協議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第10条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(教育研究評議会の承認)

第11条 協議会で協議した重要な事項は、教育研究評議会に諮り、承認を得なければならない。

(事務)

第12条 協議会の事務は、附属学校の協力を得て、総務課が処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会が定め、学長の承認を受けるものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。